



平成 27 年 1 月 23 日

各 位

会社名 サーラ住宅株式会社
代表者名 代表取締役社長 山口 信仁
(コード番号 1405 東証・名証 第二部)
問合せ先 取締役管理部長 松尾 享史
TEL 0532-32-7272 (代表)

支配株主等に関する事項について

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(平成 26 年 10 月 31 日現在)

名 称	属 性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
(株)サーラコーポレーション	その他の関係会社	—	28.64	28.64	株式会社東京証券取引所 市場第一部 株式会社名古屋証券取引所 市場第一部
中部瓦斯(株)	その他の関係会社	14.95	0.58	15.53	株式会社名古屋証券取引所 市場第二部

(注) 議決権所有割合は小数点第 2 位未満を切り捨てております。

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

(平成 27 年 1 月 23 日現在)

上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称	上場会社に与える影響が最も大きいと認められる理由
(株)サーラコーポレーション	間接所有を含めた議決権所有割合が最も大きいためであります。

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

(1) 親会社等の企業グループにおける当社の位置付け、親会社等やその他のグループ企業との取引関係や人的・資本的関係

当社は(株)サーラコーポレーション及び中部瓦斯(株)の持分法適用関連会社であり、3社は「サーラグループ」に所属しております。サーラグループは、当社グループ、サーラコーポレーショングループ、中部瓦斯グループという3つのサブグループにより形成されており、共通の基本理念として「美しく快適な人間空間づくりを通し、地域社会から信頼される企業グループとして、豊かな社会の実現をめざします。」を掲げております。また、「S A L A」を共通ブランドとし、「生活にファインクオリティ。

「S A L A」という共通のブランドメッセージのもと、7つに分類される事業領域（エネルギー・サプライ＆ソリューション、ハウジング、エンジニアリング＆メンテナンス、カーライフサポート、アニマルヘルスケア、ホスピタリティ、その他）において事業活動をしております。こうした中で、当社は住宅事業を核としたハウジングの事業領域において事業活動をしております。

なお、サーラグループ共通の方針・戦略・施策等は、当社、(株)サーラコーポレーション、中部瓦斯㈱等の協議により決定しておりますが、それ以外の当社及び当社グループの事業活動や経営判断に関する事項については、当社の取締役会等に適切に付議され決定しております。

(役員の兼務状況)

(平成 27 年 1 月 23 日現在)

役 職	氏 名	親会社等での役職	就 任 理 由
代表取締役会長	中 村 捷 二	(株)サーラコーポレーション 代表取締役会長	主に、企業経営における豊富な経験と高い見識を生かした助言・提言を得るためであります。
		中部瓦斯㈱ 代表取締役会長	
取 締 役 (社外取締役)	神 野 吾 郎	(株)サーラコーポレーション 代表取締役社長	主に、企業経営における豊富な経験と高い見識を生かした助言・提言を得るためであります。
		中部瓦斯㈱ 代表取締役社長	
監 査 役 (社外監査役)	原 田 保 久	(株)サーラコーポレーション 常勤監査役	主に、企業経営における豊富な経験と高い見識を監査に生かしていただくためであります。

(2) 親会社等の企業グループに属することによる事実上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係等の面から受ける経営・事業活動への影響等

(株)サーラコーポレーションはその連結子会社を通じ、当社の議決権の 28.64% を間接所有しており、中部瓦斯㈱は同社及びその連結子会社を通じ、当社の議決権の 15.53% を所有しておりますが、事業活動を行う上での承認事項等、親会社等からの制約はありません。

(3) 親会社等の企業グループに属することによる事実上の制約、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係等の面から受ける経営・事業活動への影響等がある中における、親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

(株)サーラコーポレーションとの間に福利厚生、社員教育に係る委託等の取引関係があり、中部瓦斯㈱との間に請負工事の受注、外注工事の委託、事務所の賃借等の取引関係があります。その全てが合理性、必然性、客観性が高い取引と認識しており、個々の取引については、価格、利便性等を総合的に勘案し、一般取引条件と同様に決定しております。従いまして、経営の独立性は確実に保持されているものと認識しております。

(4) 親会社等からの一定の独立性の確保の状況

親会社等兼任取締役の就任状況は、独自の経営判断を妨げるものではなく、一定の独立性が確保されているものと認識しております。

4. 支配株主等との取引に関する事項

記載すべき重要な事項はありません。

以上